

# 65歳以上の皆さんへ 介護保険料の見直しが行われました

## 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

### 保険料の決め方

介護保険料は地域で必要となるサービスの量や65歳以上の方の人数に応じて、3年ごとに基準額を見直します。今年度(平成18年度)から見直しを受け、新しい保険料になります。

平成18年度の五條市における基準額は、年額 50,400円(月額4,200円)です。所得段階は、低所得者の保険料負担を減らすため、これまでの5段階制から6段階制に改められました。各段階の対象者と保険料(年額)は以下のとおりです。

| 段 階     | 対 象 者                                | 保 険 料 ( 年 額 ) |
|---------|--------------------------------------|---------------|
| 第 1 段 階 | 生活保護の受給者および老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 | 基準額 × 0.50    |
|         |                                      | 25,200円       |
| 第 2 段 階 | 世帯全員が市民税非課税の人で、年金収入額が80万円以下の人        | 基準額 × 0.65    |
|         |                                      | 32,760円       |
| 第 3 段 階 | 世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない人              | 基準額 × 0.75    |
|         |                                      | 37,800円       |
| 第 4 段 階 | 世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人      | 基準額 × 1.00    |
|         |                                      | 50,400円       |
| 第 5 段 階 | 本人が市民税課税で、前年の所得金額が200万円未満の人          | 基準額 × 1.25    |
|         |                                      | 63,000円       |
| 第 6 段 階 | 本人が市民税課税で、前年の所得金額が200万円以上の人          | 基準額 × 1.50    |
|         |                                      | 75,600円       |

平成17年度の税制改正により、市民税非課税者から課税者となり、保険料段階が急激に上がった人に対しては一定期間、緩和措置を行います。詳しくは、介護福祉課 介護保険係 までお問い合わせください。

### 保険料の納め方

原則として年金から収めることになっています。受給している年金額によって納付方法は2種類に分かれています。第1号被保険者として収める保険料は、65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分からです。

#### 特別徴収

(年額18万円以上の年金を受けている人)

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれて年金が支給されます。

年度の途中で65歳になった時、転入したときは、すぐに特別徴収(年金からの天引き)はできませんので、月割りで普通徴収になります。

今年度より、特別徴収対象の年金に、障害年金と遺族年金が加わりました。

#### 普通徴収

(受けている年金が18万円未満の人)

介護福祉課より送付される納付書にもとづいて、個別に保険料を納めます(年8回)。五條市指定の金融機関、市役所介護福祉課・各支所窓口で納めることができます。

また、口座振替で保険料を納めることもできます。保険料の納付書、預金通帳、通帳届出印を持参のうえ、五條市指定金融機関または市役所介護福祉課、各支所窓口で手続きを行ってください。

保険料額や納付方法については一人ひとり異なります。詳細は7月中旬に個別に郵送でお知らせしますのでご確認ください。

問合先 介護福祉課 介護保険係 ④(内線291、294)